

住民異動届出における本人確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づく住民異動届出を受理するにあたって、虚偽の届出を防止するため、法第21条の規定に基づき届出をしなければならない者（以下「届出人」という。）、その代理人又は使者に対して本人であることの確認（以下「本人確認」という。）を行うものとし、その場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる届出)

第2条 本人確認の対象となる届出は、付記転出局（法第24条の2）を除く転出局、転入届、転居届及び世帯変更届（以下「住民異動届」という。）とする。

(本人確認の対象者)

第3条 本人確認の対象となる者は、受付窓口へ届出書を持参した者（以下「来庁者」という。）とする。ただし、来庁者が届出人と同一世帯又はこれに準ずる者であるときは、来庁者の本人確認を行うことにより、届出人の本人確認を行ったものとみなす。

(本人確認の方法)

第4条 本人確認は、官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書のほか、氏名等が記載されている証明書等で本人であることを確認できる書類（以下「本人確認資料」という。）の提示を受けて行うものとする。

2 戸籍の届出を伴う住民異動届があった場合において、戸籍の届出における本人確認事務取扱基準の規定により本人確認を行うことができたときは、この要領の規定による本人確認を省略することができる。

(本人確認ができた場合の処理)

第5条 本人確認ができた場合は、住民異動届の備考欄に、本人確認の相手方及び本人確認資料の種類を記載する。この場合において、前条第2項の規定により本人確認を省略したときは、住民異動届の備考欄にその旨を記載するものとする。

(本人確認ができなかった場合等の処理)

第6条 本人確認ができなかった場合は、住民異動届の備考欄に、来庁者の本人確認資料がない旨を記載し、届出を受理するものとする。

2 町長は、本人確認ができなかった来庁者に対し、届出人に住民異動届受理通知（第1号様式）を送付するものとし、その旨を伝えるものとする。

3 町長は、本人確認ができた場合であっても、来庁者が届出人と同一世帯又はこれに準ずる者以外であるときは、来庁者に対し、届出人に住民異動届受理通知を送付するものとし、その旨を伝えるものとする。

4 第2項及び前項の住民異動届受理通知の送付先は、異動前住所とする。

(発送の記録)

第7条 住民異動届受理通知を送付したときは、受理通知発送簿（第2号様式）に記載するものとする。

(住民異動届受理通知送付後の処理)

第8条 住民異動届受理通知が返送されず、かつ、届出人からの連絡がない場合は、本人確認ができたものとする。

2 住民異動届受理通知が返送された場合は、受理通知発送簿に返送日その他必要な事項を記載する。

3 届出書に記載された異動者本人から、住民異動届受理通知に記載された届出が事実でないとの申出があった場合は、職権修正を行うものとする。

(郵送による転出届の取扱い)

第9条 郵送による転出届の届出については、本人確認資料の写しを添付することにより、本人確認を行うものとする。

2 前項の場合において、本人確認資料の写しの添付がなく、本人確認ができないときは、第6条及び前条の規定に準じ、処理を行うものとする。

(受理通知発送簿等の保存年限)

第10条 受理通知発送簿及び返送された住民異動届受理通知の保存年限は、当該年度の翌年度の初日から起算して5年とする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

住民異動届受理通知

年 月 日

様

愛知県知多郡東浦町長

下記の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出年月日 年 月 日

届 出 名 _____

異動者氏名 _____

この通知に対する問い合わせは、下記までお願いします。

<連絡先>

東浦町役場住民課住民係

0562-83-3111 内線 156・157

第 2 号様式（第 7 条関係）

受理通知発送簿

No.	受付日：	発送日：	来庁者氏名：
届出種類：	来庁者住所：	T E L：	
異動者氏名	異動者住所		
返送日：	備考：		

No.	受付日：	発送日：	来庁者氏名：
届出種類：	来庁者住所：	T E L：	
異動者氏名	異動者住所		
返送日：	備考：		

No.	受付日：	発送日：	来庁者氏名：
届出種類：	来庁者住所：	T E L：	
異動者氏名	異動者住所		
返送日：	備考：		